

令和7年8月定例総会議事録

- 日 時 令和7年8月19日（火） 午前9時30分～午前10時28分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 取消願（農地法第5条による届出）
 - 第2号 農地法第4条による届出
 - 第3号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
 - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

お盆も過ぎましたが、まだまだ暑い日が続いておりますが、南の方には台風が発生しているようです。

上場の方では、稲刈りが始まっているようです。刈り取りは上場の方から、三瀬、富士、平坦部へと始まっていきますけれど、農作業の際は、熱中症には十分注意していただきたいと思います。

それでは先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和7年8月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出13件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知11件、報告第3号 使用貸借解約通知2件、局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）2件、局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請14件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請16件、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転4件、第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定48件、第7号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は8月6日、北部は8月7日に行っております。また、調査会については、南部が8月8日、北部が8月12日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、13番委員の山田道春委員、14番委員の鵜池隆喜委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書17ページ及び18ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番から5番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和7年8月18日に開催された、第113回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で、報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから5ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～13

○ 会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から13番までの13件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページから8ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～11

○ 会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2

○ 会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 10 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出）

1・2

○ 会長

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出）、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出

1～3

○ 会長

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出

1～3

○ 会長

局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 13 ページをお開きください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

1 ・ 2

○ 会長

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番及び 2 番の 2 件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この 2 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3～14

○ 会長

審議番号3番から14番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号3番、5番から12番及び14番の10件は普通売買の案件、審議番号4番及び13番の2件は贈与の案件です。

なお、審議番号11番は、新規就農の案件であることから、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号11番について、委員から、申請地ではこれまでの苔の栽培に代わり、今後は長命草やコーヒー苗を栽培されるのかとの質問があり、申請人から、苔についても引き続き栽培していく計画である旨の回答がありました。

また、委員から、長命草がどのような植物であるのかとの質問があり、申請人から、長命草はセリ科の植物で、薬草の一種として健康食材として利用されることが多いが、現在は収穫した葉をそのまま袋詰めして、道の駅等へ出荷している旨の説明がありました。

さらに、委員から、コーヒー苗の温度管理について確認があり、申請人から、冬場はハウス内を5度以上に保つ必要があるためストーブを焚いており、夏場はハウス内の温度が上がりすぎないように、風通しを良くして温度調整を行う旨の回答がありました。

加えて、委員から、長命草もハウスで栽培するのかとの確認があり、申請人から、長命草は露地栽培を行う旨の回答がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この 12 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 12 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 12 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 3 番から 14 番までの 12 件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 16 ページをお開きください。

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

1

○ **会長**

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 審議番号 1 番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は、農業を営んでいますが、新たに農作業場の整備を計画したところ、申請地は耕作地に近く適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請人の耕作面積及び耕作地の場所について確認があり、事務局から、申請

人は約 8 反を耕作しており、農地は申請地の西側に所有されている旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の e の（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号 1 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 17 ページから 19 ページまでをお開きください。

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

1 ～ 7

○ 会長

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 1 番から 7 番までの 7 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「一般住宅」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決を行いました。

審議番号1番について、申請人は、家族と借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

審議番号2番については、一般住宅の建設に伴い、申請地に排水管を埋設したく、一時転用申請されたものです。

委員から、申請地南側 道路に雨水が溜まらないか確認があり、事務局から、南側道路との境界には新設コンクリートブロックを設置し、申請地内についても西側に向かって勾配をつけることで、雨水が、南側新設コンクリートブロックに沿いながら、西側の新設道路側溝へ流れる計画であるため、道路に水が溜まることはない旨の説明がありました。

また、委員から、排水管理設部分が使用貸借となっているが、今後の耕作に支障がないか確認があり、事務局から、貸人は申請人の父であり、合意された使用貸借であることから、耕作には問題ない旨の説明がありました。

さらに、委員から、新設の埋設管が詰まる可能性もあるため、今回 溜枘を設置する計画であるなら、排水がスムーズにいくような施工をしてもらいたい旨の意見がありました。

さらに、委員から、排水管が地表から25cmの浅い所に埋設されることについて、農地に乗入れる農業機械が埋設管の上を通る際、転倒する危険性があるため、事故が起きないような施工をしてもらいたい旨の意見がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号2番については農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

審議番号1番及び2番の農地区分は、いずれも「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）の a の（a）。

許可基準も、ともに「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番から5番までの3件は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、県道に近く、交通の便も良いことから、住宅地に適地

と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側の農地について、既存の水揚げポンプ等を撤去することにより営農に支障がないか確認したところ、申請人から、将来、北側を開発する予定はあるが、耕作者からは、当面は大豆を作付けしていく計画であり、営農に支障はないと聞いている旨の説明がありました。

また、委員から、申請地周辺は交通量が多く、小学生の通行もあることから、工事の際はもちろん、通行の際についても、交通安全に十分注意してほしいとの意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接し、実家の農業を手伝うことができることから、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、始末書の内容について確認があり、事務局から、転用の手続きがされていない箇所は、申請地南側の水路沿いで、農業用の通路及び住宅への通路として一部が利用されてきた旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、歯科医院を営んでいます、事業拡大に伴い、既存の敷地が手狭となるため、申請地を駐車場として整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地西側 雑種地との境界の既設コンクリートブロックについて、一部施工されていない部分があるが、申請地に盛土をするにあたって砂利等が申請地の外に流れ出ないよう、何らかの対策を行ってもらいたい旨の意見があり、申請人から、状況を見ながら、新設コンクリートブロックの設置も検討する旨の回答がありました。

また、委員から、申請地の周辺は、子どもも多いことから交通安全に気を付けてほしいとの意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員 4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に 2 つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第 3 種農地エの（ア）の a の（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第 3 種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この 7 件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件については、転用目的が「一般住宅」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 2 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番から5番までの3件については、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から5番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから22ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

8～16

○ 会長

審議番号8番から16番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号8番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の社会福祉法人は運営するグループホームの駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地東側の法面は急勾配で、近くに竹林もあることから、張りコンクリートでの施工ができないかとの意見があり、申請人から、水路管理者とも協議し検討する旨の回答がありました。

また、委員から、申請地南側、山林の竹や雑木が申請地内に伸びてきた場合の対応について確認があり、申請人から、土地の所有者に相談し、伐採していく計画である旨の説明がありました。

さらに、委員から、申請地に囲まれる北側住宅への配慮について質問があり、申請人か

ら、申請地と住宅の間を植栽で仕切るような対応を検討している旨の回答がありました。

加えて、委員から、申請地内の舗装の有無について確認があり、予算の都合上、当面は転圧による造成のみでの利用を考えているが、将来的にはアスファルト舗装を検討している旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 9 番は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は閑静な集落内にあり、国道に近く交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

委員から、雨水排水について確認があり、申請人から、側溝や溜枡を新設するため、排水計画は問題ない旨の回答がありました。

また、委員から、申請地西側に隣接する狭小な農地を残す理由について質問があり、申請人から、西側隣接の農地については、別の利用が計画されているため、今回の計画に含めていない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号 10 番及び 11 番の 2 件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近で交通の便が良く、近くに大型商業施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、開発道路の東側及び西側に残地として残る狭小な農地について質問があり、

申請人から、隣接する農地の所有者に一体的に耕作してもらうように協議している旨の回答がありました。

また、委員から、西側残地と一体的に耕作される予定の農地が、現在、耕作されていないことについて確認があり、申請人から、今後は草刈りや耕起を行い、畑として利用される確約を取っており、改めて耕作者には継続的な耕作をお願いする旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号12番及び13番の2件は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内で、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、北側水路の今後の草刈り管理について確認があり、申請人から、東側隣接農地及び北側基地の所有者とも協議し、対応を検討する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の公共施設や教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号14番は、転用目的が「事業所の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は建設業を営んでいますが、従業員の駐車場及び資材置場が不足しているため、隣接する申請地に敷地を拡張したく、申請されたものです。

委員から、申請地内にある柿の木の取扱いについて確認があり、申請人から、柿の木については駐車を行う際の支障となるため、伐採する予定である旨の回答がありました。

また、委員から、申請地周辺は見通しが悪いため、工事の際は、交通安全への配慮を十分に行ってほしい旨の要望が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、実家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接し、適地と判断し申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は建設業を営んでいますが、事業の拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となっていることから、申請地を資材置場として整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地の乗入口付近にある石碑の取扱いについて質問があり、申請人から、石碑は先祖代々から祀られているものであるため、撤去や移設はせずに、そのままにしておく旨の回答がありました。

また、委員から、資材置場に置かれる残土が産業廃棄物に該当しないかとの質問があり、申請人から、再生利用のための土で、一時仮置きであるため、産業廃棄物には該当せず許可等必要ない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この9件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに

決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号 8 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 9 番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 9 番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号 10 番及び 11 番の 2 件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番及び13番の2件については、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番及び13番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 14 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 15 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 15 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 16 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 16 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 23 ページをお開きください。

第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

○ 会長

第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号1番は、「建売分譲住宅」として、令和6年11月に受けた転用許可を変更する案件で、申請人は、建売分譲住宅を目的として転用許可を受けていましたが、ピアノ教室の駐車場として利用される予定であった隣接する雑種地も取得できることとなったため、同時利用地として追加し、住宅の区画や開発道路の配置等を変更したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等については、計画変更前と変わらず問題ないことを確認し、承認できるものと判断しました。

以上のことから、この案件については、申請のとおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

1・2

○ 会長

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件：5,802 m²について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

3・4

○ 会長

審議番号3番及び4番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号3番及び4番の2件：2,596 m²について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから32ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

1～35

○ **会長**

第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定、審議番号1番から35番までの35件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から35番までの35件

新規 9件： 65,721 m²

更新 26件： 180,380.10 m²

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ること

に決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 35 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 35 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 35 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 1 番から 35 番までの 35 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 33 ページから 36 ページまでをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

36～48

○ 会長

審議番号 36 番から 48 番までの 13 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 36 番から 48 番までの 13 件

新規 8 件 : 28,687 m²

更新 5 件 : 33,520 m²

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 13 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 13 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 13 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 36 番から 48 番までの 13 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 37 ページをお開きください。

第 7 号議案 非農地通知について

1

○ 会長

第 7 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 1 番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審査したところ、申出地は、山林、原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、

総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年8月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前 10 時 28 分 閉会